

さいたま市告示第896号

さいたま市介護予防・日常生活支援総合事業の実施に関する要綱（平成29年さいたま市告示第510号）第5条の規定に基づき制定した、さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準を改正したので、告示する。

令和8年5月27日

さいたま市長 清水 勇 人

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の一部を改正する
告示

さいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準（平成29年さいたま市告示第129号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線又は太線の表示部分（以下、改正前の欄にあっては「改正部分」と、改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
別表2 [略] 1 [略] (1)～(6) [略] (7) 介護職員等処遇改善加算 <u>注</u> 単位数表1訪問介護費 チ 介護職員等処遇改善加算 注 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。 ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） <u>イ</u> (1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の270</u> に相当する単位数 <u>イ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ） <u>ロ</u> (1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の287</u> に相当する単位数 <u>ウ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） <u>イ</u> (1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の249</u> に相当する単位数 <u>エ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ） <u>ロ</u> (1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の266</u> に相当する単位数 <u>オ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の207</u> に相当する単位数	別表2 [略] 1 [略] (1)～(6) [略] (7) 介護職員等処遇改善加算 <u>注1</u> 単位数表1訪問介護費 チ 介護職員等処遇改善加算 注1 に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。 ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）(1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の245</u> に相当する単位数 <u>イ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の224</u> に相当する単位数 <u>ウ</u> 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)から(6)までにより算定した単位数の <u>1000分の182</u> に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の170 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算 (IV) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の145 に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表1訪問介護費千介護職員等処遇改善加算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防訪問介護サービス事業所(注1の加算を算定しているものを除く。)が、利用者に対し、介護予防訪問介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算 (V) (1) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の221 に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算 (V) (2) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の208 に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算 (V) (3) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の200 に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算 (V) (4) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の187 に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算 (V) (5) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の184 に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算 (V) (6) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の163 に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算 (V) (7) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の163 に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の158 に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の142 に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1)から(6)までにより算定した単位数の 1000分の139 に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1)から(6)までにより算定した単位数

2 [略]

(1)~(2) [略]

(3) 介護職員等処遇改善加算

注 単位数表1訪問介護費千介護職員等処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の270に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の287に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の249に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の266に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の207に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の170に相当する単位数

数の1000分の121に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)2) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)3) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の100に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)4) (1)から(6)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

2 [略]

(1)~(2) [略]

(3) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表1訪問介護費千介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の245に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の224に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の182に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の145に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表1訪問介護費千介護職員等処遇改善加算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する

介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た家事支援型訪問サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、家事支援型訪問サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（V）（1）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の221に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（V）（2）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の208に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（V）（3）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の200に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（V）（4）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の187に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（V）（5）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の184に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（V）（6）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の163に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（V）（7）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の163に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算（V）（8）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の158に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算（V）（9）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の142に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算（V）（10）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の139に相当する単位数

3 [略]

(1) [略]

注1 [略]

注2 利用者が事業対象者であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合については(1)アに掲げる単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合については(1)イに掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(2)～(11) [略]

(12) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表6通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所(利用定員が19名以上である場合に限る。)が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の120に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)1) (1)の単位数に利用回数乗じて得た単位数の1000分の121に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)2) (1)の単位数に利用回数乗じて得た単位数の1000分の118に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)3) (1)の単位数に利用回数乗じて得た単位数の1000分の100に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)(1)4) (1)の単位数に利用回数乗じて得た単位数の1000分の76に相当する単位数

3 [略]

(1) [略]

注1 [略]

注2 利用者が事業対象者(介護保険法施行規則第140条の62の4第2号に定めるものをいう。以下同じ。)であって、介護予防サービス計画において、1週に1回程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合については(1)アに掲げる単位数を、1週に2回程度又は2回を超える程度の介護予防通所介護サービスが必要とされた場合については(1)イに掲げる所定単位数をそれぞれ算定する。

(2)～(11) [略]

(12) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表6通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の92に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の83に相当する単位数

注2 指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成18年厚生労働省告示第126号）別表指定地域密着型サービス介護給付費単位数表2の2地域密着型通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所（利用定員が19名未満である場合に限る。）が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の117に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の127に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の115に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ(1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の125に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の105に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の89に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表6通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た介護予防通所介護サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、介護予防通所介護サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）（1）から(11)までにより算定した単位数の1000分の56に相当する単位数

4 [略]

(1) [略]

(2) 介護職員等処遇改善加算

注 単位数表6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算 (I) イ (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算 (I) ロ (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算 (II) イ (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算 (II) ロ (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算 (III) (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の

ク 介護職員等処遇改善加算 (V) (8) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算 (V) (9) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算 (V) (10) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算 (V) (11) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の53に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算 (V) (12) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の43に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の44に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1)から(11)までにより算定した単位数の1000分の33に相当する単位数

4 [略]

(1) [略]

(2) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た交流型通所サービス事業所が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算 (I) (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算 (II) (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算 (III) (1) の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の

1000分の99に相当する単位数
カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）の
単位数に利用回数に乗じて得た単位数の
1000分の83に相当する単位数

1000分の80に相当する単位数
エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）（1）の
単位数に利用回数に乗じて得た単位数の
1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表6通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た交流型通所サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、交流型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（2）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（3）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（4）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（5）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（6）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（7）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（8）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（9）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（10）
（1）の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）（1

5 [略]

(1) [略]

(2) 介護職員等処遇改善加算

注 単位数表6 通所介護費ホ介護職員処遇改善加算注に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の111に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の120に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の109に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の118に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の99に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の83に相当する単位数

1) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数数の1000分の53に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)2) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の43に相当する単位数

ス 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)3) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の44に相当する単位数

セ 介護職員等処遇改善加算（Ⅴ）(1)4) (1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の33に相当する単位数

5 [略]

(1) [略]

(2) 介護職員等処遇改善加算

注1 単位数表6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加算注1に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た運動型通所サービス事業所が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の92に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の90に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の80に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）(1)の単位数に利用回数を乗じて得た単位数の1000分の64に相当する単位数

注2 令和7年3月31日までの間、単位数表6 通所介護費ホ介護職員等処遇改善加

算注2に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を準用し、当該基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、市長に届け出た運動型通所サービス事業所（注1の加算を算定しているものを除く。）が、利用者に対し、運動型通所サービスを行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。なお、当該加算は、支給限度額管理の対象外の算定項目とする。

ア 介護職員等処遇改善加算（V）（1）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の81に相当する単位数

イ 介護職員等処遇改善加算（V）（2）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の76に相当する単位数

ウ 介護職員等処遇改善加算（V）（3）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の79に相当する単位数

エ 介護職員等処遇改善加算（V）（4）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の74に相当する単位数

オ 介護職員等処遇改善加算（V）（5）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の65に相当する単位数

カ 介護職員等処遇改善加算（V）（6）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の63に相当する単位数

キ 介護職員等処遇改善加算（V）（7）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の56に相当する単位数

ク 介護職員等処遇改善加算（V）（8）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の69に相当する単位数

ケ 介護職員等処遇改善加算（V）（9）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の54に相当する単位数

コ 介護職員等処遇改善加算（V）（10）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の45に相当する単位数

サ 介護職員等処遇改善加算（V）（11）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の53に相当する単位数

シ 介護職員等処遇改善加算（V）（12）

(1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の43に相当する

<p>6 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>エ <u>介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p> <p>(2) [略]</p> <p>ア [略]</p> <p>イ <u>介護職員等処遇改善加算</u></p> <p><u>注 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する介護職員等の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った介護予防ケアマネジメント事業所が、利用者に対し、介護予防ケアマネジメントを行った場合は、イからハまでにより算定した単位数の1000分の21に相当する単位数を所定単位数に加算する。</u></p>	<p><u>単位数</u></p> <p>ス <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (13) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の44に相当する単位数</u></p> <p>セ <u>介護職員等処遇改善加算 (V) (14) (1)の単位数に利用回数に乗じて得た単位数の1000分の33に相当する単位数</u></p> <p>6 [略]</p> <p>(1) [略]</p> <p>ア～ウ [略]</p> <p>(2) [略]</p> <p>ア [略]</p>
--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、令和8年6月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示による改正後のさいたま市第1号事業に要する費用の額の算定に関する基準の規定は、この告示の施行の日以後の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給について適用し、同日前の居宅要支援被保険者等が受けた第1号事業費の支給については、なお従前の例による。